

令和2年教育委員会第2回定例会会議録

開会日時 令和2年 2月 7日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時45分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子
同職務代理者 望月京子
委員 日高芳一
委員 齋藤初夫
委員 塚本 亨
委員 大里豊子

議場出席委員

・教育次長	安井喜一郎	・学校教育担当部長	杉立 敏也
・教育総務課長	鈴木 雄祐	・学校施設課長	秋元 高志
・学校施設整備担当課長	杉谷 洋一	・学務課長	神長 康夫
・指導室長	加藤 憲司	・学校教育支援担当課長	山岸 健司
・統括指導主事	木村 文彦	・統括指導主事	大川 千章
・地域教育課長	山崎 淳	・放課後支援課長	生井沢良範
・生涯学習課長	加納 清幸	・生涯スポーツ課長	南部 剛
・中央図書館長	尾形 保男		

書 記

・教育企画係長 富澤 章文

開会宣言 教育長 小花高子 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 望月京子 委員 日高芳一
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○教育長 おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和2年教育委員会第2回定例会を開会いたします。

次に、本日の会議録の署名は私に加え、望月委員と日高委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日は、議案等が4件、報告事項等が1件でございます。

それでは議案第1号「令和2年度葛飾区一般会計予算（教育費）に関する意見聴取」を上程いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは議案第1号「令和2年度葛飾区一般会計予算（教育費）に関する意見聴取」でございます。

提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長から意見を求められたためでございます。なお、これより議案第4号まで提案理由は一緒になりますので、説明は割愛させていただきます。

別添の予算案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

なお、例年と同様この予算案の後ろに添付してございます令和2年度の当初予算主要事業概要（教育費）によりまして、かつしか教育プランの基本方針に沿った形で主な事業をまとめてございますので、そちらを使ってご説明をさせていただきたいと考えてございます。

それではただいまの資料をご覧くださいと思います。主要事業概要（教育費）でございます。まず基本方針1のところでございます。質の高い学校教育の推進ということでございまして、こちらでは葛飾学力伸び伸びプラン、それからチャレンジ検定、体力向上のための取組という、これまでの引き続きの取組に加えまして、1ページの一番下のところ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技観戦への取組がございまして、予算額は2,345万3,000円となっております。こちらは、既にご承知のとおり56年ぶりに東京で開催されます東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が子どもたちのかけがえのない記憶として残っていくように取り組んでいくものでございます。東京都が実施いたします区立小・中学校、保田しおさい学校及び区立幼稚園5歳児の全ての子どもたちを対象といたしましたオリンピック・パラリンピック観戦事業について、区で交通費の負担、それから引率補助を行って競技観戦ができる体制を整えていくということでございます。

また区立中学校の生徒を対象に、区内で行われる事前キャンプをはじめとするオリンピック・パラリンピック事業へのボランティア参加体験とあわせてオリンピック競技観戦を行う独自の東京2020大会体験事業を実施するものでございます。

次に基本方針の2、家庭・地域・学校が協働しての取組ということでございますが、こちらは3ページをご覧くださいと思います。1番上から、まず学校施設を活用した放課後子ど

も支援事業でございます。予算額1億8,640万円でございます。全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすため、これを各小学校内に整備していくということで、令和2年度につきましては、夏季休業期間中の小学校3校において児童が自主的に活動する場を提供いたしまして、その見守りを行うものでございます。

続いて、その下、わくわくチャレンジ広場の充実というところで、予算額は2億1,746万8,000円でございます。こちらも安全・安心に過ごせるようにということで、新たな執行体制を導入するなど対象学年や実施日時の拡大を図っていくものでございます。

令和2年度につきましては、二上小学校と中青戸小学校でわくわくチャレンジ広場の運営の一部を委託し、児童指導サポーターと事業者が連携して児童の見守りを行うものでございます。

続きまして、基本方針3、教育委員会が主に取り組んでいく教育環境づくりでございます。

学校施設の改築ということで、予算額は60億7,929万6,000円でございます。

3段落目、「令和2年度は」のところからでございますが、引き続き現在行っている改築・改修を進めるほか、新たに二上小、よつぎ小で基本構想・基本計画の策定に取り組んでいくものでございます。既に着手している改築校・改修校については、(1)(2)に記載のとおりとなっております。

次にその下、かつしかグローバル人材育成事業（英語によるコミュニケーション能力育成）で、予算額は1億11万9,000円ということで、こちらは次のページをご覧くださいますと、やはり「令和2年度は」というところで、中学2年生を対象にいたしました英語検定料の助成を中学3年生まで拡大して、英語能力の測定機会を充実させ、英語学習の意欲向上を促進するものでございます。

また夏季休業期間中の英語宿泊体験活動については、対象者を48人から100人に拡大いたしまして、異文化を体験しながら英語が学べる機会の充実を図っていくものでございます。

これらを含みます取組の全体を、その下、(1)から(6)までにまとめているところでございます。

続きまして、その下、教育情報化推進事業でございます。予算額は21億2,565万1,000円で、こちらは教育情報化の推進を図っていくというものですが、令和2年度につきましては、学校教育総合システムのリプレイスに合わせたデジタルドリルの導入等、児童・生徒が活用するシステムの充実を図るものでございます。また、中学校の特別教室に大型提示装置を整備し、授業におけるICT機器の活用を推進するものでございます。

次に、その下、学習センター（学校図書館）の整備。予算額は1億6,176万7,000円ということで、こちらも2段落目から、令和2年度取組として、学習センターの活用のために、学校司書の配置日数を増やすとともに、学校図書館コーディネーターを指導室に配置いたしまして、学校司書の資質向上を図り、授業における調べ学習等の充実を促進する。また、自学自習

をする生徒の学習状況を見守る人材を配置していきたいと考えてございます。

続きまして、その下、学校支援の総合対策事業でございます。三つございますが、まず、発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実。予算額 4,818 万 3,000 円ということで、現在、発達上の課題を抱えた児童・生徒に対する巡回指導を全小中学校で実施してございます。来年度につきましては、高砂中学校に設置してあります「自閉症・情緒障害の特別支援の固定学級を高砂小学校にも設置していくということでございます。

続きまして、同じく総合対策事業の不登校対策プロジェクト。こちらは 3,540 万 2,000 円ということで、来年度につきましては、引き続き訪問型学校復帰支援、適応指導教室を実施していくとともに、登校はできるけれども教室に入ることができないといった児童・生徒の学級復帰、これを支援するために校内適応教室を新たに奥戸中学校と上平井中学校に設置していきたいと考えてございます。

その下、合わせて総合対策事業ですが、日本語指導の充実ということで、4,085 万 1,000 円。こちらは、現在、にほんごステップアップ教室、日本語通訳の派遣等を行っておりますが、3 段落目にありますように、来年度、日本語指導を行うための日本語学級を、現行の学校に加えまして新たに亀有中学校に設置していくというものでございます。

それからそのページで言いますと、学校施設関連になりますけれども、一番下のところ、不適合なブロック塀と万年塀の撤去・改修ということで、1 億 9,373 万 4,000 円計上してございます。こちらは今年度から行っていたものを引き続きということで、(1)の小学校 4 校、次のページの中学校 3 校の予定を記載してございます。

その下、計画的・予防的修繕の推進。これも施設関係でございます。予算額は 13 億 2,562 万 5,000 円で、記載の小学校 13 校、中学校 5 校で計画的な修繕等に取り組んでいくものでございます。

その下、校庭の芝生化は 1 億 3,575 万 7,000 円ということで、来年度は大道中学校の人工芝生化を実施していきたいと考えてございます。

その下、学校体育館への冷暖房機器の設置につきましては、今年度、中学校の体育館に冷暖房機器を設置しておりますが、来年度から小学校に入ります。令和 2 年度につきましては、小学校 22 校の体育館に冷暖房機器設置ということで、予算額 3 億 1,452 万円を計上してございます。

次にその下でございます。就学援助における修学旅行費等の支給額等の充実ということで、金額は 6 億 1,707 万 6,000 円ということでございまして、こちらは就学援助の支給額を、消費税増税等を考慮いたしまして、給食費それから新入学準備金、実費支給以外の費目について増額をするというものでございます。参考例を下のところに書かせていただいております。

続きまして、7 ページ。上から三つ目の項目でございます。学校施設開放業務の一部委託化

で、予算額 3,952 万円となっております。今年度、遊び場開放について委託を導入させていただきましたが、来年度につきましては遊び場開放に加えまして、現在小学校で実施しております学校施設使用申請の受付等について 2 校、南綾瀬小学校と道上小学校を予定しておりますが、業務委託を導入していきたいと考えてございます。

それから基本方針の 4 でございます。生涯学習関連につきましては、おめくりいただきまして 8 ページをご覧ください。見出しとしては一番上、コミュニティライブサイトというのがございます。予算額は 247 万円ということでございます。こちらは、オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が企画いたします「臨場感 L I V E シアター」の一環として、郷土と天文の博物館のプラネタリウムを活用いたしまして、コミュニティライブサイトを組織委員会と連携して実施するものでございます。

次に 9 ページ、最後のページです。スポーツ施設の利用しやすい環境整備ということで、1 億 3,120 万 8,000 円の計上でございます。来年度につきましては、2 段落目でございますが、奥戸総合スポーツセンターエイトホール・野球場改修設計などのほかに、クライミング施設の開設に向けました整備、それからオープニングイベントを行ってまいります。また、にいじゅくみらい公園運動場の多目的広場に観覧用ベンチを設置するものでございます。

大変、駆け足になりましたけれども、説明は以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 一言だけ。今説明いただきましたが、これまで各学校の現場や社会教育を含めまして、教育委員会でいろいろと充実すべきだと言ってきたことが反映されており、かなり期待できる予算だと思います。ぜひがんばっていただきたいということだけ申し添えておきたいと思えます。

○教育長 ほかにございますでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 私も感想だけですが。来年度、新学習指導要領の完全実施に入っておりますし、特に情報化教育というのでしょうか、そこだけが最重点項目ではないのですが、特に 4 ページに掲げてございますように、教育情報化推進事業、これは時代の趨勢というか、喫緊の課題であろうし、昨日、たまたま放映されていまして「時論公論」、夜中の番組だったのですけれども、そこへスポットを当てて、ICT 活動、いわゆる AI の問題等に今の子どもたちが立ち遅れてはいけないのだという根底にあるものが叫ばれておりますので、ぜひ推進していただきたいと思えます。

以上です。

○教育長 ほかにございますか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第1号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、異議なしと認め、議案第1号について原案のとおり可決いたします。

次に議案第2号「令和元年度(平成31年度)葛飾区一般会計補正予算(第4号・教育費)に関する意見聴取」を上程いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、続きまして議案第2号「令和元年度(平成31年度)葛飾区一般会計補正予算(第4号・教育費)に関する意見聴取」でございます。

こちらにつきましても、別添の予算案について異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

それでは、まず資料の10ページをご覧くださいと思います。こちらは歳入でございます。項目としては上から五つ目、スポーツ施設整備費でございますが、こちらは1億円の増額となっております。クライミング施設に係ります東京都の施設整備費補助になるわけでございますけれども、補助申請に当たりまして、東京2020オリンピック・パラリンピック大会の事前キャンプ誘致受入対応のための工事という部分が認められましたので、これに当たりまして補助額が当初見込んでいた1億円から2億円の増額になる補助決定を受けたことによるものでございます。

また、このことに伴いまして、合わせてご説明したほうがわかりやすいと思うので、歳出のところ、21ページの一番右の欄「補正額の財源内訳」というところがあるのですが、都の支出金の増額に合わせて、特別区債ですとか繰入金、それから一般財源のところはその増額分落ちているというような財源構成となっております。

10ページにお戻りいただきまして、項目で言いますと上から七つ目、中程に「指定寄附金」というところがございます。2番の奨学資金積立基金寄附金38万1,000円の増額となっております。こちらは今年度、区内の2団体から寄附先を奨学資金貸付に係る経費へと指定しての寄附金でございますので、そちらを歳入するものでございます。

歳入については以上でございます。

続きまして歳出、14ページをご覧くださいと思います。まず1の(1)奨学資金積立基金積立金に関しましては、先ほどの指定寄附金の同額をそのまま積み立てるというものでございます。

その下、教育施設整備積立基金の積立金ですが、27億円ということで計上してございます。

将来の学校施設の改築・改修に備えました積み立てでございまして、例年、この時期に積み立てを行っているというものでございます。

続きまして、16 ページをお開きいただきたいと思います。こちらは小学校の校舎等改修経費になりますけれども、今年度、小学校で行う予定でございましたブロック塀の改修工事契約の一部が施工業者の人手不足などによりまして入札不調ということで、費用の積算をし直した結果、工事費等が記載の額で、当初の見込み額を上回るということになりました。今年度、既に工事期間が確保できないということで、この不足分を増額しました上で、次年度に予算を繰り越すものでございます。

続きまして、18 ページをご覧くださいと思います。1 の中学校維持管理経費でございます。まず(1)の学校施設維持管理経費につきましては、今年度設置いたしました中学校体育館の冷暖房機器借上料につきまして、機器の借上事業者に対します東京都の費用助成額が確定いたしましたことに伴って、区と事業者の契約額が当初の見込みを下回ることになって残額が生じたため、こちらを減額するものでございます。

その下の(2)校舎等改修経費の①と③につきましては、ただいま説明した小学校と同様、ブロック塀の改修工事の一部が施工業者の人手不足などによりましてやはり入札不調になったということで、こちらは結果的に現在の予算の範囲内で施工が可能ということになっているのですが、工事期間については今年度確保できないということで、当該予算から必要額を次年度に繰り越して実施するものでございます。

それから②でございます。こちらは電気設備工事費ということなのですが、具体的には亀有中学校の受変電設備等工事。こちらは理由が施工業者の人手不足により入札不調になったということで、また費用の積算をし直しました結果、工事費が当初の見込み、計上の額を1,850万円上回ることとなりましたため、不足分を今回増額補正して必要額を次年度に繰り越すというものでございます。

なお、予算の繰越しに関しましては、23 ページと 24 ページをご覧くださいますと、小学校、中学校、それぞれ繰越しの明細書ということで記載をさせていただいております。小学校の先ほどのブロック塀工事の最終的な繰越額は、この委託料と工事請負料合わせまして9,520万円。それから中学校の最終的な繰越額は、ブロック塀工事の管理委託費が110万円、工事請負費の2,230万円、もう一つ亀有中学校の電気設備工事の分1億70万円を合わせまして1億2,410万円という形で明細が出ているところでございます。

恐れ入ります、20 ページをご覧ください。こちらは図書館管理運営経費の維持管理費でございます。今年度、予定してございましたお花茶屋図書館の改修工事につきまして、当初、代替施設の目途が立たないため、工事期間中の休館を伴わない形の工事で見積もっていたところでございます。その後、代替施設の見通しが立ったことから、当初予定していた工事計画

を変更いたしまして、利用者の利便性向上等にも資するような改修工事を令和3年度に改めて行うことといたしました。しかし、今年度、空調機器の不具合で緊急に対応した経費がございましたので、その分を差し引いて当初予算額を減額するという補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○**教育長** それでは、ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第2号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第2号について原案のとおり可決いたします。

次に議案第3号「葛飾区立学校施設使用条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは議案第3号「葛飾区立学校施設使用条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」でございます。

こちらは、別添の条例案につきまして異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

2枚おめくりいただきますと新旧対照表がございますので、こちらをご覧いただきたいと思ひます。プール開放に係ります使用料を改めるほか、所要の改正を行うものでございまして、中程、別表第1のプール（開放事業）というところをご覧いただきたいと思ひます。こちらはプール開放事業の使用料を定めているところでございますけれども、一般の額を昼間それから夜間ともに250円から240円に、また小・中学生の部分、こちらも昼間、夜間ともに50円を40円に改正するというものでございます。昨年度、公園の改修に伴いまして廃止した鎌倉公園プールの代替施設として東柴又小学校のプール開放を行うに当たりまして、区の使用料等見直し検討委員会で使用料を検討したところでございます。その結果、この公園プールの利用料であった240円と40円を使用料とすることが妥当という結論を得ているところでございます。

プール開放につきましては、今年度、双葉中学校、一之台中学校、中川中学校の3校で実施しているところでございます。今般、東柴又小学校のプール開放を実施するに当たりまして、先ほどの検討会での検討結果を踏まえた使用料を設定するところでございますけれども、他の学校でのプール開放事業を行うに当たりまして、使用料の統一性を図りまして、利用者にわかりやすい料金体系としていくものでございます。

また第12条の下線部分のところの表現の統一ですとか、それから備考におけます文言整理をあわせて行ったところでございます。

最後に施行日でございますが、令和2年4月1日を予定してございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

大里委員。

○大里委員 プールの利用料に関しまして検討委員会で十分検討されたということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長 塚本委員。

○塚本委員 今大里委員がおっしゃったとおりで、鎌倉公園プールの廃止に伴うもので、区民サービスという意味では非常にいいとは思いますが、今まで一般の方の利用された実績というか、わかればご報告をしていただければと思います。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 今年度までになりますけれども、3校合わせまして、平成30年度が487人、それから31年度、今年度の夏で700人ということです。ちなみに平成29年度は346人ということで、29、30と少なかったのですが、今年度、天気の関係もありましようか、また少し増えてきたというような状況があります。夏、暑くなっていますので、プール需要は、天候によっては増えてくるのかなというところがございます。

○教育長 よろしいですか。

○塚本委員 ありがとうございます。

○教育長 そのほかご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第3号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第3号について原案のとおり可決といたします。

次に議案第4号「葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 議案第4号「葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明いたします。

別添の条例案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

まず提案理由でございますが、現在、建設中でございます東金町運動場のスポーツライミングセンターを新設する必要があるため本案を提出するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表を添付してございますので、こちらでご説明させていただきます。

新旧対照表の右側が改正案、下線部が改正箇所でございます。恐れ入ります、新旧対照表の1ページをご覧ください。まず第4条第1号の下線部は今回の改正に合わせて文言の整理をするものでございます。

次に、恐れ入ります4ページをご覧ください。条例の本則といたしまして、別表第1、これは体育施設の名称、施設、位置を定めた表でございます。こちらは、葛飾区東金町運動場にスポーツライミングセンター（ボルダリングウォール リードウォール スピードウォール）施設を追加し、位置を東金町八丁目31番1号と定めるものです。

続きまして、別表第3は利用料金を定めた表になります。3のその他の施設といたしまして、表の最後、新旧対照表では5ページになります。ボルダリングウォールの貸し切りの使用で、体育目的で使用する場合、30分当たり1,200円、体育目的以外で使用する場合、平日で4,800円、土曜日で6,000円、日曜日または休日で6,600円と定めます。リードウォール、スピードウォールでの貸し切り使用では、いずれも体育目的で使用する場合、30分当たり900円、体育目的以外で使用する場合、平日で3,600円、土曜日で4,500円、日曜日または休日で4,950円と定めます。個人での使用につきましては、三つのウォールとも30分当たり高校生以上で100円、小中学生で20円としてございます。

表の欄外、備考といたしまして、まず1番。ボルダリングウォールを3分割して貸し切り使用する場合の限度額は、その割合に乗じて得た額とするもの。2のリードウォールを2分割して貸し切り使用する場合の限度額は、その割合に応じて乗じて得た額。100円未満の端数があるときはこれを切り上げたものとしてございます。3のスピードウォールもリードウォールと同様、2分割して貸し切り使用する場合の規定を記載したものでございます。

こちらの利用料金につきましては、他の体育施設と同様、利用者が利用しやすいよう金額設定をさせていただいております。

次に新旧対照表の1ページにお戻りください。条例の付則でございます。今回、スポーツライミングセンターを指定管理者による管理ではなく委員会が委託により管理することから、付則の経過措置に新たに3といたしまして、スポーツライミングセンターの管理に関する特例を規定いたします。指定管理者による管理を規定いたしました条例第3条の2の規定にかかわらず、東金町運動場のスポーツライミングセンターにあっては、令和2年4月1日から委員会規則で定める日までの間、その管理は委員会が行うものとするものでございます。この場合におきまして、指定管理者が行うとされている手続等について、委員会が実施するよう、次の表の左欄に掲げる規定中、中欄に掲げる字句を右欄の字句に読み替えて適用し、また、今回、改めて規定いたします開館時間や利用料金、使用料等に関する規定は適用しないこととするものです。こちらの読替え対照表の抜粋につきましては、一番最後、資料として添付させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、新旧対照表の2ページをご覧ください。付則の4は、スポーツクライミングセンターの開館時間に関する規定でございます。委員会がクライミングセンターを管理する場合には、開館時間を午前9時から午後9時までとし、特に必要があると認めるときはこれを変更することができるとするものでございます。付則の5は、スポーツクライミングセンターの使用料及び体育施設備付器具の使用料を定めるものでございます。体育施設の使用料は次の表で定めるとおりとし、備付器具の使用料は1件1回につき9,000円の範囲内で委員会が定める額といたします。

クライミング施設の使用料は本則で決めました30分当たりの利用料金を2時間当たりとした額と同額となっております。

3ページをご覧ください。ボルダリングウォールの貸し切りの使用で、体育目的で使用する場合、1回2時間当たり4,800円、体育目的以外で使用する場合、平日で1万9,200円、土曜日で2万4,000円、日曜日または休日で2万6,400円としております。リードウォール、スピードウォールでの貸し切り使用では、いずれも体育目的で使用する場合、1回2時間当たり3,600円、体育目的以外で使用する場合、平日で1万4,400円、土曜日で1万8,000円、日曜日または休日で1万9,800円としております。個人での使用では、三つのウォールとも1回2時間につき高校生以上で400円、小中学生で80円としております。

次に備考でございます。備考1で貸し切りの場合の使用単位について定めております。第1回から第5回まで各2時間、記載のとおり時間となっております。備考の2といたしまして、ボルダリングウォールを3分割して貸し切り使用する場合の使用料はその割合に乗じて得た額とするもの。備考3といたしまして、リードウォール、スピードウォールを2分割して貸し切り使用する場合の使用料はその割合に応じて乗じた額、100円未満の端数があるときはこれを切り上げた額とするもの。備考4といたしまして、貸し切り使用でない場合の使用料は2時間未満の場合であっても2時間として計算すると定めるものでございます。

次に付則の6は使用料の納付時期についての規定を定めるものでございます。スポーツクライミングセンターの使用料は、使用の承認の際に納付しなければならない。ただし、委員会規則で定めるところにより、後納することができるとするものでございます。

最後に施行期日でございます。この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第4号について原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第4号について原案のとおり可決いたします。

以上で議案等4件を終わります。

続きまして、報告事項等に入ります。報告事項等の1「前期実施計画及び中期実施計画の取組結果について」の報告をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは「前期実施計画及び中期実施計画の取組結果について」ご報告させていただきます。

まず1の趣旨でございます。区では令和3年度からの新基本構想、それから令和3年度から12年度を計画期間とする新基本計画、さらに令和3年度から6年度を計画期間とする新たな前期実施計画の策定を予定しているところでございます。今回、次期計画の策定に向けまして、現基本計画における前期実施計画及び中期実施計画の取組結果を取りまとめましたので、その報告を行うものでございます。

2の取組結果でございますけれども、別紙1をご覧ください。A3両面で8ページにわたり記載しているところでございます。まず、表の見方でございますけれども、左から計画事業の番号がありまして、それから政策名、計画事業名と所管、それから前期実施計画の活動量と成果指標、成果指標の目標値と実績値。括弧内が目標値になります。中期実施計画についてもその次のところで同様。さらに一番右に現在の後期実施計画における活動量、成果指標も記載しているということでございまして、これ一つ一つですと大変数多くなりますので、幾つかピックアップしてご説明をさせていただきます。

まずI枚目の裏面、上から3項目目、ナンバー8のグローバル人材育成事業（英語によるコミュニケーション能力育成事業）でございますが、こちらの下段、中期のところの結果を見ていただきますと、「ALTと積極的に英語で話ができる中学校3年生の割合」、こちらが目標を後半上回っているという形。

それから、同じように2枚目の裏面。4ページの一番上の14「こども体力向上プロジェクトの推進」のところですが、こちら「体力合計点で都平均を上回る学校の比率」というのがいずれも目標値を上回って推移しているというところでございます。

さらに7ページ、一番最後の紙です。真ん中の31というところで「高齢者の健康づくりの推進」というところでございます。こちらは高齢者スポーツ事業の参加者数が目標を上回っている。成果指標のところですね。それからその下の32「障害者スポーツの推進」におきましても、障害者対象スポーツ事業の参加者総数というのが目標を上回っているというようところでございます。

このような形で、それぞれ前期、中期と目標それから実績を見比べまして、その期ごとに計画事業の内容等を変更していく、いわゆるローリングといった作業を続けてきたところでござ

います。

こちらの別紙については、説明は以上とさせていただきます。

1枚目の紙にお戻りいただきまして、3の取組結果等を踏まえまして新基本計画及び新たな前期実施計画の策定についてでございますが、今後、このような取組結果ですとか、今の後期実施計画の進捗状況、それから区民のニーズですとか区民意識の変化、こちらに留意しながら区民満足度の更なる向上を目指しまして、新基本計画及び前期実施計画の策定に向けて検討を深めてまいりたいと考えてございます。

恐れ入ります。裏面をおめくりいただきまして4の計画策定のスケジュールの予定でございますけれども、新基本計画につきましては、6月に中間のまとめを議会に報告して、パブリックコメント等を経まして、12月には計画案を議会に報告していきたいと考えてございます。

また前期実施計画につきましては、後期実施計画の進捗状況報告を踏まえまして、来年の2月には計画案を議会に報告していきたいと考えているところでございます。

最後になりますけれども、5にありますように、先ほどの取組結果、別紙1の後ろに参考といたしまして、政策単位、それから施策単位の取組結果をまとめてございますので、ご覧おきいただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項の1を終わりといたします。

以上で本日の議事は全て終了となりますが、その他何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、令和2年教育委員会第2回定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 10時45分